

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月までの期間、57 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 60 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月から 46 年 3 月まで  
② 昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月まで  
③ 昭和 57 年 4 月から同年 6 月まで  
④ 昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月まで

私が 20 歳になったとき、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、地区の婦人会を通じて国民年金保険料を納付していた。父親の当時の日記にも、国民年金保険料の納付についての記載があるので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえるほか、申立人の父親の日記の記載から、申立人の父親は保険料納付済み期間のうち、60 か月間を特例納付により一括納付したことが確認でき、資力は十分にあったことが推認される。

2 申立期間②については、昭和 55 年 7 月 22 日付けの申立人の父親の日記に、「農協に国民年金、前の分と今年分全部支払う」と記載されているところ、この時点では申立期間②は過年度未納であり、ここで「前の分」を「全部支払う」とは、申立期間②について過年度納付したことを示しているものと推認できる。

また、申立期間③については、3 か月と短期間であるとともに、社会保険庁の特殊台帳の記録から、後日、申立期間③について過年度納付書が発

行されたことが確認でき、父親の納付意識の高さ及び資力を踏まえると、申立期間③の国民年金保険料についても納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間④については、申立人の被保険者名簿の記録から、申立期間④直前の昭和 60 年 4 月分の国民年金保険料を 61 年 9 月に過年度納付していることが確認できるところ、この時点では、申立期間④は過年度納付が可能な期間であり、申立期間④の国民年金保険料についても納付したものと考えるのが自然である。

- 3 一方、申立期間①については、申立人の父親の日記には、国民年金保険料として 2 か月分 900 円を納付していた記載がある。しかしながら、これは 1 人分の国民年金保険料額であり、申立期間①当時、父親は自分自身の国民年金保険料を納付していたこと、及び当時同居していたとする義姉も申立期間①当時は未納であることから、当該日記の記載は、申立人に係る国民年金保険料の納付を示すものとは考えにくい。

また、申立期間①について、申立人の父親の日記以外に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月までの期間、57 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 60 年 5 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から43年12月まで  
② 昭和45年3月

私は、昭和35年ごろ国民年金への加入を勧められたため、昭和36年4月から義母と共に加入手続をして、地区の納付組織を通じて国民年金保険料を納付していた。申立期間①が未加入、及び申立期間②が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、1か月と短期間である上、申立人は国民年金加入期間について申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が国民年金保険料を一緒に納付したとしている義母の納付記録では、申立期間②は納付済みとなっており、申立人についても当該期間の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、国民年金制度発足時である昭和36年度から国民年金に義母と共に加入し、国民年金保険料を納付した旨を主張しているが、義母は、昭和45年1月に5年年金に加入していることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、44年1月23日を資格取得日として、同年同月に国民年金に任意加入した時点で払い出されていることが確認でき、両者の国民年金加入日は相違しており、申立人の主張には不自然な点が見受けられるとともに、申立期間①は国民年金の未加入期間となることから、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)が無い上、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情、及び申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和45年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人のA事務所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和29年11月1日、資格喪失日は同年12月1日であると認められることから、申立期間のうち、昭和29年11月1日から同年12月1日までの期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、9,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月ごろから同年12月まで  
② 昭和30年1月から31年1月ごろまで

私は、申立期間①についてA事務所の食堂で調理補助員として、また、申立期間②についてB市のC社で正社員の作業員としてそれぞれ勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管するA事務所の厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録から、申立人と同姓同名であるものの、生年月日の一部が異なる申立人と類似した未統合となっている被保険者記録が確認でき、その被保険者記録については、昭和29年11月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月1日付けで資格喪失していることが認められる。

また、D県公文書館で保管されているA事務所の賃金台帳の記録等によれば、申立人と同姓同名の者が同事務所に勤務していたことは認められないことから、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録に相違ないと判断できる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A事務所の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、9,000円とすることが妥当である。

一方、申立人は、申立期間①のうち、昭和29年1月から同年10月31日ま

での期間においてもA事務所に勤務していたと主張しているものの、申立人は、元同僚についての記憶が無く、元同僚の所在や連絡先が不明であることから当該期間に係る申立人の勤務期間等についての証言を得ることができない。

このほか、当該期間に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和29年1月から同年10月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、申立人の勤務内容に関する具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が、当該期間においてC社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、C社に照会した結果、「正社員はすべて厚生年金保険に加入させており、申立人に厚生年金保険の加入記録が無いのであれば、申立人は、正社員ではなく日給月給の日雇労働者であったと思われる。また、日雇労働者は、厚生年金保険料が高いとの理由により、厚生年金保険に加入しない者も多数いた。」と回答している。

また、元同僚に照会した結果、「申立人は、正社員でなかったと思う。C社の現場の作業員で厚生年金保険に加入していた者は少なかったと思う。また、現場の作業員は日雇労働者が多く、日雇労働者は日雇労働者保険に加入しており、厚生年金保険に加入していた者は少なかったと思う。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年8月1日から26年8月23日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和24年8月1日に、資格喪失日に係る記録を26年8月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、24年8月から同年11月までを4,500円、同年12月から25年12月までを5,000円、26年1月から同年7月までを6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月25日から26年8月23日まで

私は、父親が病気になったため、昭和23年からずっと空白期間も無く働いてきた。A社に勤務した期間について、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人とともにA社B出張所に勤務していたとする元同僚に照会した結果、「A社B出張所の開設以降、申立人と二人で同出張所においてずっと勤務した。」と証言しており、申立人が、申立期間において同社同出張所に勤務していたことが推認できる。

また、A社本社の当時の人事担当者に照会した結果、「当社の社会保険事務は本社で一括処理しており、正社員はすべて厚生年金保険に加入させていた。申立人の元同僚が加入していることを踏まえると、申立人についても正社員で厚生年金保険に加入させていたと思う。」と回答している上、元同僚も「申立人はアルバイトではなく、私と同じ正社員だったと思う。」と証言しており、当該元同僚には、申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる。



一方、申立人は、当初、運転助手として入社したと主張しているものの、A社本社の当時の人事担当者は「助手であっても、2か月程度は厚生年金保険に加入させない見習期間とし、その後、正社員にしていた。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和24年8月1日から26年8月23日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に勤務していた同職種の元同僚の記録から、昭和24年8月から同年11月までを4,500円、同年12月から25年12月までを5,000円、26年1月から同年7月までを6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に適用事業所ではなくなっている上、当時の代表者も既に死亡しており確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年8月から26年7月までの厚生年金保険料について納入の告知を行なっておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 大分厚生年金 事案 224

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和46年9月6日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については3万3,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月30日から同年9月6日まで

私は、昭和44年2月にA社に入社し、同社が倒産する47年10月ごろまで勤務した。申立期間については給与から保険料を控除されていたと記憶している。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述、申立人が所持する写真、元同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できるものの、社会保険事務所の記録によると、申立人は、同社において昭和46年7月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録において、A社は、昭和46年7月30日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者原票によると、申立人を含む当該事業所の厚生年金保険被保険者は29人いることが確認できるところ、昭和46年7月30日に同社は全喪しているにもかかわらず、46年8月の月額変更の記録が取り消されている者が8人、及び46年10月の定時決定の記録が取り消されている者が15人いることが確認できる上、全喪日以後の46年9月6日を受付処理日として、同年7月30日にさかのぼって資格を喪

失していることが認められる。

さらに、元同僚の証言及び当該事業所の商業登記簿などにより、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が同社を適用事業所でなくなったとする処理を行なう合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が申立人について、昭和 46 年 7 月 30 日付けで資格を喪失した旨の処理を行なう合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認め難いことから、申立人の資格喪失日は、当該資格の喪失に係る受付処理日である同年 9 月 6 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 45 年 8 月の社会保険事務所の記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

## 大分国民年金 事案 507

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 56 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 56 年 5 月まで

私は、昭和 51 年 3 月に主人の転勤に伴い A 県 B 市に転居した際、社宅の役員から、「サラリーマンの妻は、国民年金に任意加入できます。」と加入を勧められ B 市で加入の手続きを行った。申立期間の国民年金保険料は、ボーナス時に半年ごとに市役所で納付していた。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録から、申立人は平成 11 年 12 月 6 日を資格取得日として、国民年金強制加入被保険者となっていることが確認でき、申立期間は未加入期間となることから、申立人が主張する昭和 51 年 3 月時点からの国民年金保険料の納付はできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間前後に国民年金の未加入期間が散見され、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から45年3月までの期間、49年4月から同年9月までの期間、及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から45年3月まで  
② 昭和49年4月から同年9月まで  
③ 昭和50年1月から同年3月まで

昭和44年8月ごろ会社を辞めた後、母親が、私の国民年金の加入手続きをして隣保班を通じて国民年金保険料の納付を続けてきたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が納付組織を通じて納付していたと主張しているところ、申立人の母親が、申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は当該期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は高齢で当時の記憶が曖昧であることから、当該期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間①については、申立人は、申立人の母親が家族4人分（申立人、申立人の妻、母親及び父親）の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間①当時、申立人の妻は20歳に到達しておらず国民年金の無資格期間であること、及び申立人の両親は申請免除期間であることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間②及び③については、申立人と同様に申立人の母親が納付したとする申立人の妻の記録についても、当該期間の国民年金保険料は未納であることが確認できるほか、申立人の当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 509

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 12 月までの期間、40 年 4 月から 44 年 5 月までの期間及び 46 年 9 月から 47 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 12 月まで  
② 昭和 40 年 4 月から 44 年 5 月まで  
③ 昭和 46 年 9 月から 47 年 2 月まで

昭和 36 年 4 月ごろ、私が居住していた地区の婦人会が国民年金保険料の集金をはじめたため、このことを期に国民年金に加入し、毎月保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 3 月 30 日を資格取得日としており、申立人は同年同月に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、申立人は、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間②及び③については、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び納付金額についての申立人の記憶は無く、納付状況等が不明である。

加えて、申立期間は合計 101 か月と長期間であるとともに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年1月まで及び昭和54年2月及び同年3月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年1月まで  
② 昭和54年2月及び同年3月

私は、以前から厚生年金保険と重複している期間について社会保険事務所に確認したところ、申立期間①及び②については既に国民年金保険料を還付したと言われた。

しかしながら、私は還付の手続をした記憶も、還付金を受け取った記憶もなく納得できない。同じ地区に同姓同名が4人いてよく郵便物が誤送されていたので、別人が受け取ったのではないかと疑っている。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の申立人に係る特殊台帳から、申立期間①及び②の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間①及び②当時、厚生年金保険に加入していることから、当該期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳には、還付対象期間、還付金額、還付受付日及び還付処理日が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに、申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、還付を受ける場合は、申立人に対して、i) A市から還付請求書を送付、ii) 社会保険事務所から国民年金保険料過誤納還付・充当通知書、国庫金振込通知書もしくは国庫金窓口支払通知書を送付していたことが確認できる。このことについて、申立人は、「申立期間①及び

②に係る還付通知書等が誤送されたことにより、別の者が還付金を受け取ったのではないか。」と主張しているが、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳に記載されている申立人の住所に誤りは無く、還付事務の処理に不自然な点は見当たらない上、申立人が主張するような事実をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 49 年 3 月まで

私の申立期間の国民年金は、私か両親のどちらかが加入手続をし、私が市役所か社会保険事務所のどちらかで国民年金保険料を納付したはずである。

国民年金の加入や国民年金保険料を納付していたことを証明できる資料は何も無いが、社会保険庁の記録上、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の国民年金の加入手続、保険料納付に関与していたとする申立人の母親は、高齢のため申立期間当時の記憶が曖昧であり、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和 49 年 3 月から 5 月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点で、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間のうち、過年度納付が可能な期間についても、申立人には、さかのぼって国民年金保険料を納付した記憶や、まとめて納付した記憶が無く、当該期間の国民年金保険料が過年度納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情、及び申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 4 月まで

私は、申立期間当時、同僚 3 人(20 歳前)と美容院に住み込みで働いていた。国民年金への加入手続は、勤務先の店主(以下「師匠」という。)がしてくれたはずである。

美容師の資格を取得した昭和 36 年ごろ、お祝いとして師匠から国民年金手帳を渡された記憶がある。その時の国民年金手帳は紛失したので手帳の内容を確認する事はできないが、申立期間の国民年金保険料は、師匠が毎月給料から天引きして納付してくれたはずである。

社会保険庁の記録上未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年ごろから、申立人の師匠が申立人の国民年金への加入手続、及び申立期間の国民年金保険料を毎月納付してくれていたと主張しているところ、申立人の師匠が、申立人に係る申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立人の師匠は平成 16 年に死亡していることから、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 市の国民年金被保険者名簿から、昭和 47 年 11 月 17 日を資格取得日として、同年同月に国民年金任意加入被保険者となった際に払い出されていることが確認できるところ、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人と同じ勤務先に住み込みで働いていたとする同僚3人についても、現在、所在が不明であることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを裏付ける証言を得ることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 45 年 9 月まで

申立期間の昭和 36 年ごろ、私は理美室に住み込みで勤務していた。勤務先の理美室の奥さん（以下「申立人の上司」という。）から、「国民年金の制度が出来たから加入しておきます。」と言われ、私の国民年金保険料は給料から毎月納付してくれていたはずである。

また、昭和 40 年ごろに独立して理容店を開業したが、それ以降は私の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年ごろ、申立人の上司が申立人の国民年金への加入手続、及び毎月の国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているところ、申立人の上司が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立人の上司は、現在所在不明であることから、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、独立して理容店を開業した昭和 40 年ごろ以降は、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、社会保険庁の申立人の夫に係る特殊台帳によると、申立人の夫も当該期間について保険料が未納となっていることが確認できる上、申立人の夫は既に死亡しており、当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 45 年 9 月以降に A 市にお

いて夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であるとともに、申立期間は 117 か月と長期間であり、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月から 10 年 12 月まで

私は、厚生年金保険の標準報酬月額が、59 万円から 9 万 8,000 円となるような降給は無く、標準報酬月額変更届の提出もしていないので、申立期間の標準報酬月額を 59 万円として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 10 年の給料支払明細書の写し及び同年に係る給料振り込み預金通帳の写しから、同年の標準報酬月額 59 万円に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる上、当該給料振り込み預金通帳から、給料支払明細書の支給額と一致する金額の入金の確認ができる期間は認められる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録から、A社は、申立人の標準報酬月額について平成 8 年 3 月から 59 万円を 9 万 8,000 円にする月額変更届を 10 年 3 月 5 日に遡<sup>そきゆう</sup>及処理しており、また、8 年 10 月及び 9 年 10 月の算定基礎届については、59 万円を 9 万 8,000 円に訂正する処理を 10 年 3 月 5 日に行なっていることが確認できる一方で、10 年 10 月の算定基礎届については、同年 9 月 21 日に処理していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している滞納処分票の記録から、申立人が代表取締役を務めていた時の A 社は、平成 6 年 6 月 28 日には社会保険料の滞納が始まっていることが記載されており、その後もほぼ切れ目の無い事跡状況において、10 年 2 月 17 日及び同年 3 月 5 日に、申立人と社会保険事務所との間で標準報酬月額変更を踏まえた滞納整理について相談していた事跡がうかがえる。

加えて、申立人は、「資金繰りの関係で自らの給料の支払いについて調整していたことや社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所に相談していた。」と供述しており、A 社の元役員も、「会社の経営は、平成 9 年ごろ

まで順調だったが、10年に入ると厳しくなった。」と申立人と同様の証言をしている。

なお、申立人は、「標準報酬月額変更届を提出しておらず、部下に提出の指示もしていない。」と供述しているものの、滞納処分票の記録から、当時代表取締役であった申立人が標準報酬月額変更届について関与していなかったとは考え難く、申立人自らが記録訂正の原因となる行為を行なったものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、この処理が有効なものではないと主張することはできないものであり、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月10日から27年6月20日まで  
私は、昭和26年5月10日にA共済組合に就職し、27年6月20日に同共済組合を退職した。  
当時、厚生年金保険に加入していたか否かの記憶は定かではないが、申立期間において、A共済組合に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の加入記録について調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容等に係る申立人の具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間においてA共済組合に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録において、A共済組合は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険適用事業所名簿にも同共済組合の記録は認められない。

また、元同僚に照会した結果、「A共済組合の職員は、私と申立人の二人で、申立人が退職した後は私一人だったとの記憶がある。当該共済組合に勤務していた者は、勤務期間の途中からしか厚生年金保険に加入していないのではなかろうかと思う。」と証言しているところ、社会保険庁のオンライン記録によれば、当該元同僚には申立期間以降に厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、申立期間においては、申立人及び当該元同僚に厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。